

ビルングステーション利用規約【現改比較表】 2025年3月28日現在

～2025年4月3日

2025年4月4日～

ビルングステーション利用規約

第一章 総 則

第1条 (略)

第2条 (定義)

- (1) ～ (3) (略)
- (4) [「NTTドコモ」とは、株式会社NTTドコモをいいます。](#)
- (5) ～ (7) (略)
- (8) 「ビルングステーション」とは、利用者が、当社及びNTT東日本、NTT西日本、[NTTドコモ](#)の、料金明細、通話明細、及び電話番号別ご利用内訳（ホスト課金内訳書）のデータを、当社が定める方式で自らダウンロード、集計・分析するために、当社がインターネットを通じて提供するサービスです。
- (9) [「ご利用料金管理サービス」とは、NTTドコモが、料金明細及び通話明細のデータをインターネットを通じてオンラインで提供するサービスです。](#)
- (10) 「磁気媒体」とは、[当社及びNTT東日本、NTT西日本、NTTドコモ](#)が、その利用者に提供する料金明細、通話明細、電話番号別ご利用内訳（ホスト課金内訳書）のデータを記録したCD-ROMをいいます。

第3条～第4条 (略)

第二章 利用の申込み

第5条 (利用の申込み・承諾)

1. ～ 3. (略)
4. 当社への利用申込みにあたり、利用者は以下の事項を承諾することとします。
 - (1) 利用者がNTT東日本、NTT西日本及び[NTTドコモ](#)（又は各社）から提供を受ける磁気媒体を、当社が代わって提供を受け、これを本サービスの目的のために利用すること。
 - (2) ～ (3) (略)
 - (4) [当社がNTTドコモの「ご利用料金管理サービス」にかかる利用者のユーザーID及びパスワード等を利用して料金明細及び通話明細データを取得し、これを本サービスの目的のために利用すること。](#)
 - (5) ～ (7) (略)

ビルングステーション利用規約

第一章 総 則

第1条 (略)

第2条 (定義)

- (1) ～ (3) (略)
- (4) [削除](#)
- (5) ～ (7) (略)
- (8) 「ビルングステーション」とは、利用者が、当社及びNTT東日本、NTT西日本の、料金明細、通話明細、及び電話番号別ご利用内訳（ホスト課金内訳書）のデータを、当社が定める方式で自らダウンロード、集計・分析するために、当社がインターネットを通じて提供するサービスです。
- (9) [削除](#)
- (10) 「磁気媒体」とは、NTT東日本[及び](#)NTT西日本が、その利用者に提供する料金明細、通話明細、電話番号別ご利用内訳（ホスト課金内訳書）のデータを記録したCD-ROMをいいます。

第3条～第4条 (略)

第二章 利用の申込み

第5条 (利用の申込み・承諾)

1. ～ 3. (略)
4. 当社への利用申込みにあたり、利用者は以下の事項を承諾することとします。
 - (1) 利用者がNTT東日本[及び](#)NTT西日本（又は各社）から提供を受ける磁気媒体を、当社が代わって提供を受け、これを本サービスの目的のために利用すること。
 - (2) ～ (3) (略)
 - (4) [削除](#)
 - (5) ～ (7) (略)

ビルングステーション利用規約【現改比較表】 2025年3月28日現在

～2025年4月3日

2025年4月4日～

第6条 (略)

第三章 本サービスの内容及び料金

第7条 (本サービスの内容) 本サービスの内容は下記の通りとします。

- (1) 当社が、利用者に代わってその利用者にかかる磁気媒体をNTT東日本、NTT西日本、及びNTTドコモから受領します。
- (2) 当社が、利用者に代わってNTTドコモの「ご利用料金管理サービス」にアクセスすることにより、その利用者にかかるNTTドコモ (又は各社) の利用明細及び通話明細データを取得します。
- (3) 上記 (1) (2) とその利用者にかかる当社の「料金明細」、「通話明細」および「電話番号別ご利用内訳 (ホスト課金内訳書)」データを元に、当社の定める形式にデータを加工します。
- (4) ～ (5) (略)

2. ～3. (略)

第8条～第9条 (略)

第四章 利用者の責任

第10条～第14条 (略)

第15条 (当社以外の者との契約及び当社へのID、パスワード等の開示) 利用者は、本サービスの利用のために「NTT東日本」、「NTT西日本」 及び「NTTドコモ」との間で必要となる以下の契約について自らが行うものとし、本サービスの利用開始日以前又は利用開始以後速やかに行うものとし、

- (1) (略)
- (2) NTTドコモの「ご利用料金管理サービス」の利用契約
- (3) (略)

2. 利用者は、前(1)項の契約により発行される以下のID、パスワードなどの情報を当社に開示するものとし、

- (1) NTT東日本、NTT西日本、NTTドコモが発行する磁気媒体を特定するために必要なIDなどの番号
- (2) NTTドコモの「ご利用料金管理サービス」のユーザーID及びパスワード
- (3) (略)

第16条～第17条 (略)

第6条 (略)

第三章 本サービスの内容及び料金

第7条 (本サービスの内容) 本サービスの内容は下記の通りとします。

- (1) 当社が、利用者に代わってその利用者にかかる磁気媒体をNTT東日本及びNTT西日本から受領します。
- (2) 削除
- (3) 上記 (1) とその利用者にかかる当社の「料金明細」、「通話明細」および「電話番号別ご利用内訳 (ホスト課金内訳書)」データを元に、当社の定める形式にデータを加工します。
- (4) ～ (5) (略)

2. ～3. (略)

第8条～第9条 (略)

第四章 利用者の責任

第10条～第14条 (略)

第15条 (当社以外の者との契約及び当社へのID、パスワード等の開示) 利用者は、本サービスの利用のために「NTT東日本」及び「NTT西日本」との間で必要となる以下の契約について自らが行うものとし、本サービスの利用開始日以前又は利用開始以後速やかに行うものとし、

- (1) (略)
- (2) 削除
- (3) (略)

2. 利用者は、前(1)項の契約により発行される以下のID、パスワードなどの情報を当社に開示するものとし、

- (1) NTT東日本、NTT西日本が発行する磁気媒体を特定するために必要なIDなどの番号
- (2) 削除
- (3) (略)

第16条～第17条 (略)

ビルングステーション利用規約【現改比較表】 2025年3月28日現在

～2025年4月3日

2025年4月4日～

第五章 当社の責任

第18条 (略)

第19条 (免責事項)

1. ～6. (略)

7. 当社以外の磁気媒体及びNTTドコモの「ご利用料金管理サービス」を通じて当社が入手した情報の誤りにより、利用者又は第三者に損害が発生しても、当社は責任を負わないものとします。

8. NTT東日本、NTT西日本及びNTTドコモの料金明細及び通話明細等に関する情報を当社の専用サイトに掲載する場合がありますが、その情報の内容について当社は責任を負わないものとします。

9. ～11. (略)

第六章～第七章 (略)

料金表 (略)

第五章 当社の責任

第18条 (略)

第19条 (免責事項)

1. ～6. (略)

7. 磁気媒体を通じて当社が入手した情報の誤りにより、利用者又は第三者に損害が発生しても、当社は責任を負わないものとします。

8. NTT東日本及びNTT西日本の料金明細及び通話明細等に関する情報を当社の専用サイトに掲載する場合がありますが、その情報の内容について当社は責任を負わないものとします。

9. ～11. (略)

第六章～第七章 (略)

料金表 (略)

附 則 (2025年3月26日 P B 第000400001613-01号)
この改正規定は、2025年4月4日から実施します。